

立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）
の公布による。

立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例

立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第5項</u>の規定に基づき、議会議員以外の非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の2第1項に規定する職員</u>（以下「会計年度任用職員」という。））及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「<u>非常勤職員</u>」という。）の報酬及び費用弁償の支給について定めることを目的とする。 （報酬の額） 第3条 <u>非常勤職員</u>には、別表により報酬を支給する。 （併給の制限） 第4条 固定資産評価員の職を<u>立川市常勤特別職職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第3号）第1条に規定する市長等又は一般職の職員が兼ねている場合には、前条の規定は、適用しないものとする。</u> （報酬の支給方法） 第8条 ……略…… 2 前項の場合において、<u>非常勤職員</u>から申出があったときは、口座振替の方法により支給することができる。 3 月額による報酬の支給方法は、議会議員の例による。ただし、月額の報酬を受ける<u>非常勤職員</u>のうち勤務時間の定めがない職にある者が、疾病その他の理由により、月の初日（月の中途においてその職に就いたときにあっては、その職に就いた日）からその月の末日（月の	（目的） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第4項</u>の規定に基づき、議会議員以外の非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「<u>職員</u>」という。）の報酬及び費用弁償の支給について定めることを目的とする。 （報酬の額） 第3条 <u>職員</u>には、別表により報酬を支給する。 （併給の制限） 第4条 固定資産評価員の職を<u>市長若しくは副市長又は一般職の職員が兼ねている場合には、前条の規定は、適用は、ないものとする。</u> （報酬の支給方法） 第8条 ……略…… 2 前項の場合において、<u>職員</u>から申出があったときは、口座振替の方法により支給することができる。 3 月額による報酬の支給方法は、議会議員の例による。ただし、月額の報酬を受ける<u>職員</u>のうち勤務時間の定めがない職にある者が、疾病その他の理由により、月の初日（月の中途においてその職に就いたときにあっては、その職に就いた日）からその月の末日（月の中途にお

中途においてその職を離れたときにあつては、その職を離れた日)までの間にわたりその職責を果たすことができないと認められる場合は、当該月分の報酬を支給しない。 (費用弁償) 第9条 <u>非常勤職員</u>が公務のため市外へ出張したときは、順路によりその費用を弁償する。 2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費及び宿泊料とし、その額及び支給方法は、次の各号に掲げるもののほか、一般職の職員(会計年度任用職員を除く。)の旅費の例による。 (1)及び(2) ……略…… 3 ……略……	いてその職を離れたときにあつては、その職を離れた日)までの間にわたりその職責を果たすことができないと認められる場合は、当該月分の報酬を支給しない。 (費用弁償) 第9条 <u>職員</u>が公務のため市外へ出張したときは、順路によりその費用を弁償する。 2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費及び宿泊料とし、その額及び支給方法は、次の各号に掲げるもののほか、一般職の職員の旅費の例による。 (1)及び(2) ……略…… 3 ……略……
--	---

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。